

現行

(別表1)

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額調査

(市町村名)

区 分	事 業 名	総事業費	寄 付 金 その他の収入 定額	差引額 (A←B)	対象経費の 支出見込額	算定基準による 算定額	差定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
		A	B	C	D	E	F	G	H
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業 (一般市等就業・自立支援事業)	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8 1/2
	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業							3/4
		高等職業訓練促進給付金等事業							3/4
	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業								3/4
	母子・父子自立支援プログラム策定事業								10/10
	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業								1/2
	離婚前後親支援モデル事業								1/2
合 計									

改正後

(別表1)

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額調査

(市町村名)

区 分	事 業 名	総事業費	寄 付 金 その他の収入 定額	差引額 (A←B)	対象経費の 支出見込額	算定基準による 算定額	差定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
		A	B	C	D	E	F	G	H
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業 (一般市等就業・自立支援事業)	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8 1/2
	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業							3/4
		高等職業訓練促進給付金等事業							3/4
	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業								3/4
	母子・父子自立支援プログラム策定事業								10/10
	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業								1/2
	離婚前後親支援モデル事業								1/2
合 計									

改正後		現行	
(別表2-1)		(別表2-1)	
母子家庭等対策総合支援事業内訳書		母子家庭等対策総合支援事業内訳書	
(1) 母子家庭等就学・自立支援事業(一般市等就学・自立支援事業)		(1) 母子家庭等就学・自立支援事業(一般市等就学・自立支援事業)	
事業内訳		事業内訳	
1 就業支援事業		1 就業支援事業	
2 就業支援講習会等事業		2 就業支援講習会等事業	
3 就業促進提供事業		3 就業促進提供事業	
4 在宅就業推進事業		4 在宅就業推進事業	
5 養育費等支援事業		5 養育費等支援事業	
	養育費専門相談員の配置		養育費専門相談員の配置
6 山会交流支援事業		6 山会交流支援事業	
7 相談関係職員研修支援事業		7 相談関係職員研修支援事業	
8 広域啓発・広域・ニーズ把握活動等事業		8 広域啓発・広域・ニーズ把握活動等事業	
※事業の別記に添えて掲載した事業のみを記載し、本事業の事業について(注)欄を記入すること。 ※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。		※事業の別記に添えて掲載した事業のみを記載し、本事業の事業について(注)欄を記入すること。 ※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。	
の概要		の概要	
事業区分	事業内容	事業区分	事業内容
1 就業支援事業	1 就業支援事業	1 就業支援事業	1 就業支援事業
2 就業支援講習会等事業	2 就業支援講習会等事業	2 就業支援講習会等事業	2 就業支援講習会等事業
3 就業促進提供事業	3 就業促進提供事業	3 就業促進提供事業	3 就業促進提供事業
4 在宅就業推進事業	4 在宅就業推進事業	4 在宅就業推進事業	4 在宅就業推進事業
5 養育費等支援事業	5 養育費等支援事業	5 養育費等支援事業	5 養育費等支援事業
6 山会交流支援事業	6 山会交流支援事業	6 山会交流支援事業	6 山会交流支援事業
7 相談関係職員研修支援事業	7 相談関係職員研修支援事業	7 相談関係職員研修支援事業	7 相談関係職員研修支援事業
8 広域啓発・広域・ニーズ把握活動等事業	8 広域啓発・広域・ニーズ把握活動等事業	8 広域啓発・広域・ニーズ把握活動等事業	8 広域啓発・広域・ニーズ把握活動等事業
合計額	円	合計額	円
(注)市営については、対象経費の区分(報酬・業務費・旅費・雑費・備用品・委託費等)ごとに積算内訳を記載すること。		(注)市営については、対象経費の区分(報酬・業務費・旅費・雑費・備用品・委託費等)ごとに積算内訳を記載すること。	

改正後				現行			
(3)ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ○事業内容				(3)ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ○事業内容			
事業名		支給件数等		支給件数等			
		受講者数		受講者数			
ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業		(ひとり親) (児童)		(ひとり親) (児童)			
		修了時支給件数		修了時支給件数			
		(ひとり親) (児童)		(ひとり親) (児童)			
		合格時支給件数		合格時支給件数			
※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。				※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。			
○経費				○経費			
対象経費支出見込額		基本額		対象経費支出見込額		基本額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
ひの親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業		ひの親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業		ひの親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業		ひの親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	
合計額	川	合計額	川	合計額	川	合計額	川
(注)対象経費支出見込額については、対象経費の区分(1)基金、補助及び交付金、補助費)ごとに積算内訳を記載すること。				(注)対象経費支出見込額については、対象経費の区分(1)基金、補助及び交付金、補助費)ごとに積算内訳を記載すること。			

改正後		現行																																																			
(4) 四子・タ子日立支援プログラム策定事業 ○事業内容 (別表2-④)		(4) 四子・タ子日立支援プログラム策定事業 ○事業内容 (別表2-④)																																																			
<table><thead><tr><th colspan="2">事業名</th><th colspan="2">支給件数等</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">四子・タ子日立支援プログラム策定事業</td><td>プログラム策定件数</td><td></td><td>件</td></tr><tr><td>うち而後2回以上のもの</td><td></td><td>件</td></tr><tr><td>事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>アフターケア実施件数</td><td></td><td>件</td></tr><tr><td></td><td>うち1件以上1施のもの</td><td></td><td>件</td></tr><tr><td></td><td>事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>		事業名		支給件数等		四子・タ子日立支援プログラム策定事業	プログラム策定件数		件	うち而後2回以上のもの		件	事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)			アフターケア実施件数		件		うち1件以上1施のもの		件		事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)			<table><thead><tr><th colspan="2">事業名</th><th colspan="2">支給件数等</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">四子・タ子日立支援プログラム策定事業</td><td>プログラム策定件数</td><td></td><td>件</td></tr><tr><td>うち而後2回以上のもの</td><td></td><td>件</td></tr><tr><td>事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>アフターケア実施件数</td><td></td><td>件</td></tr><tr><td></td><td>うち1件以上1施のもの</td><td></td><td>件</td></tr><tr><td></td><td>事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>		事業名		支給件数等		四子・タ子日立支援プログラム策定事業	プログラム策定件数		件	うち而後2回以上のもの		件	事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)			アフターケア実施件数		件		うち1件以上1施のもの		件		事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)		
事業名		支給件数等																																																			
四子・タ子日立支援プログラム策定事業	プログラム策定件数		件																																																		
	うち而後2回以上のもの		件																																																		
	事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)																																																				
	アフターケア実施件数		件																																																		
	うち1件以上1施のもの		件																																																		
	事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)																																																				
事業名		支給件数等																																																			
四子・タ子日立支援プログラム策定事業	プログラム策定件数		件																																																		
	うち而後2回以上のもの		件																																																		
	事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)																																																				
	アフターケア実施件数		件																																																		
	うち1件以上1施のもの		件																																																		
	事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)																																																				
○経費 <table><thead><tr><th colspan="2">対象経費支出見込額</th><th colspan="2">基準額</th></tr></thead><tbody><tr><td>経費区分</td><td>私算内訳</td><td>経費区分</td><td>私算内訳</td></tr><tr><td>四子・タ子日立支援プログラム策定事業</td><td></td><td>四子・タ子日立支援プログラム策定事業</td><td>30,000円×(プログラム策定件数※) ※而後2回以上のものに限る</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>30,000円×(アフターケア実施件数※) ※1件以上1アフターケアを行うものに限る</td></tr><tr><td>合計額</td><td>日</td><td>合計額</td><td>日</td></tr></tbody></table>		対象経費支出見込額		基準額		経費区分	私算内訳	経費区分	私算内訳	四子・タ子日立支援プログラム策定事業		四子・タ子日立支援プログラム策定事業	30,000円×(プログラム策定件数※) ※而後2回以上のものに限る				30,000円×(アフターケア実施件数※) ※1件以上1アフターケアを行うものに限る	合計額	日	合計額	日	○経費 <table><thead><tr><th colspan="2">対象経費支出見込額</th><th colspan="2">基準額</th></tr></thead><tbody><tr><td>経費区分</td><td>私算内訳</td><td>経費区分</td><td>私算内訳</td></tr><tr><td>四子・タ子日立支援プログラム策定事業</td><td></td><td>四子・タ子日立支援プログラム策定事業</td><td>30,000円×(プログラム策定件数※) ※而後2回以上のものに限る</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>30,000円×(アフターケア実施件数※) ※1件以上1アフターケアを行うものに限る</td></tr><tr><td>合計額</td><td>日</td><td>合計額</td><td>日</td></tr></tbody></table>		対象経費支出見込額		基準額		経費区分	私算内訳	経費区分	私算内訳	四子・タ子日立支援プログラム策定事業		四子・タ子日立支援プログラム策定事業	30,000円×(プログラム策定件数※) ※而後2回以上のものに限る				30,000円×(アフターケア実施件数※) ※1件以上1アフターケアを行うものに限る	合計額	日	合計額	日										
対象経費支出見込額		基準額																																																			
経費区分	私算内訳	経費区分	私算内訳																																																		
四子・タ子日立支援プログラム策定事業		四子・タ子日立支援プログラム策定事業	30,000円×(プログラム策定件数※) ※而後2回以上のものに限る																																																		
			30,000円×(アフターケア実施件数※) ※1件以上1アフターケアを行うものに限る																																																		
合計額	日	合計額	日																																																		
対象経費支出見込額		基準額																																																			
経費区分	私算内訳	経費区分	私算内訳																																																		
四子・タ子日立支援プログラム策定事業		四子・タ子日立支援プログラム策定事業	30,000円×(プログラム策定件数※) ※而後2回以上のものに限る																																																		
			30,000円×(アフターケア実施件数※) ※1件以上1アフターケアを行うものに限る																																																		
合計額	日	合計額	日																																																		
(5) ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業 ○事業内容		(5) ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業 ○事業内容																																																			
○経費 <table><thead><tr><th colspan="2">対象経費支出見込額</th><th colspan="2">基準額</th></tr></thead><tbody><tr><td>経費区分</td><td>私算内訳</td><td>経費区分</td><td>私算内訳</td></tr><tr><td>ひとり親家庭支援事業</td><td></td><td>ひとり親家庭支援事業</td><td>10,000円×(相談件数※) ※1件当たり</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>10,000円×(相談件数※) ※1件当たり</td></tr><tr><td>合計額</td><td>日</td><td>合計額</td><td>日</td></tr></tbody></table>		対象経費支出見込額		基準額		経費区分	私算内訳	経費区分	私算内訳	ひとり親家庭支援事業		ひとり親家庭支援事業	10,000円×(相談件数※) ※1件当たり				10,000円×(相談件数※) ※1件当たり	合計額	日	合計額	日	○経費 <table><thead><tr><th colspan="2">対象経費支出見込額</th><th colspan="2">基準額</th></tr></thead><tbody><tr><td>経費区分</td><td>私算内訳</td><td>経費区分</td><td>私算内訳</td></tr><tr><td>ひとり親家庭支援事業</td><td></td><td>ひとり親家庭支援事業</td><td>10,000円×(相談件数※) ※1件当たり</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>10,000円×(相談件数※) ※1件当たり</td></tr><tr><td>合計額</td><td>日</td><td>合計額</td><td>日</td></tr></tbody></table>		対象経費支出見込額		基準額		経費区分	私算内訳	経費区分	私算内訳	ひとり親家庭支援事業		ひとり親家庭支援事業	10,000円×(相談件数※) ※1件当たり				10,000円×(相談件数※) ※1件当たり	合計額	日	合計額	日										
対象経費支出見込額		基準額																																																			
経費区分	私算内訳	経費区分	私算内訳																																																		
ひとり親家庭支援事業		ひとり親家庭支援事業	10,000円×(相談件数※) ※1件当たり																																																		
			10,000円×(相談件数※) ※1件当たり																																																		
合計額	日	合計額	日																																																		
対象経費支出見込額		基準額																																																			
経費区分	私算内訳	経費区分	私算内訳																																																		
ひとり親家庭支援事業		ひとり親家庭支援事業	10,000円×(相談件数※) ※1件当たり																																																		
			10,000円×(相談件数※) ※1件当たり																																																		
合計額	日	合計額	日																																																		
(注) 対象経費支出見込額については、対象経費の区分(報酬、<u>立金</u>、旅費、需用費、委託料等)ごとに算入内容を記載すること。		(注) 対象経費支出見込額については、対象経費の区分(報酬、<u>立金</u>、旅費、需用費、委託料等)ごとに算入内容を記載すること。																																																			

改正後	現 行																																								
(6) 開始前後親支援モデル事業 ○事業収益 ○経費 <table><tr><td>対象経費支出見込額</td><td>見込額</td></tr><tr><td>構内内訳</td><td>構内内訳</td></tr><tr><td>1が所当たり</td><td>1,683,000円</td></tr><tr><td>合計額</td><td>合計額</td></tr></table> (注) 対象経費支出見込額については、対象経費の区分(報酬、旅費、出張費、委託料等)ごとに「構内内訳」を記載すること。	対象経費支出見込額	見込額	構内内訳	構内内訳	1が所当たり	1,683,000円	合計額	合計額	(6) 開始前後親支援モデル事業 ○事業収益 ○経費 <table><tr><td>対象経費支出見込額</td><td>見込額</td></tr><tr><td>構内内訳</td><td>構内内訳</td></tr><tr><td>1が所当たり</td><td>1,683,000円</td></tr><tr><td>合計額</td><td>合計額</td></tr></table> (注) 対象経費支出見込額については、対象経費の区分(報酬、旅費、出張費、委託料等)ごとに「構内内訳」を記載すること。	対象経費支出見込額	見込額	構内内訳	構内内訳	1が所当たり	1,683,000円	合計額	合計額																								
対象経費支出見込額	見込額																																								
構内内訳	構内内訳																																								
1が所当たり	1,683,000円																																								
合計額	合計額																																								
対象経費支出見込額	見込額																																								
構内内訳	構内内訳																																								
1が所当たり	1,683,000円																																								
合計額	合計額																																								
(7) 社会保険・給与手当に係る社会保険料等 ○事業収益 ○経費 <table><tr><td>対象経費の支出見込額</td><td>見込内訳</td></tr><tr><td>総額(ただし、今年度内用職員へ支給されるものに限る)</td><td></td></tr><tr><td>旅費</td><td></td></tr><tr><td>給付金</td><td></td></tr><tr><td>給与費</td><td></td></tr><tr><td>委託料</td><td></td></tr><tr><td>旅用料及び雑費</td><td></td></tr><tr><td>物品購入費</td><td></td></tr><tr><td>賃借金</td><td></td></tr><tr><td>合計額</td><td></td></tr></table> (注) 経費については、対象経費の区分(報酬、旅費、出張費、委託料等)ごとに「構内内訳」を記載すること。	対象経費の支出見込額	見込内訳	総額(ただし、今年度内用職員へ支給されるものに限る)		旅費		給付金		給与費		委託料		旅用料及び雑費		物品購入費		賃借金		合計額		(7) 社会保険・給与手当に係る社会保険料等 ○事業収益 ○経費 <table><tr><td>対象経費の支出見込額</td><td>見込内訳</td></tr><tr><td>総額(ただし、今年度内用職員へ支給されるものに限る)</td><td></td></tr><tr><td>旅費</td><td></td></tr><tr><td>給付金</td><td></td></tr><tr><td>給与費</td><td></td></tr><tr><td>委託料</td><td></td></tr><tr><td>旅用料及び雑費</td><td></td></tr><tr><td>物品購入費</td><td></td></tr><tr><td>賃借金</td><td></td></tr><tr><td>合計額</td><td></td></tr></table> (注) 経費については、対象経費の区分(報酬、旅費、出張費、委託料等)ごとに「構内内訳」を記載すること。	対象経費の支出見込額	見込内訳	総額(ただし、今年度内用職員へ支給されるものに限る)		旅費		給付金		給与費		委託料		旅用料及び雑費		物品購入費		賃借金		合計額	
対象経費の支出見込額	見込内訳																																								
総額(ただし、今年度内用職員へ支給されるものに限る)																																									
旅費																																									
給付金																																									
給与費																																									
委託料																																									
旅用料及び雑費																																									
物品購入費																																									
賃借金																																									
合計額																																									
対象経費の支出見込額	見込内訳																																								
総額(ただし、今年度内用職員へ支給されるものに限る)																																									
旅費																																									
給付金																																									
給与費																																									
委託料																																									
旅用料及び雑費																																									
物品購入費																																									
賃借金																																									
合計額																																									

現 行

改正後

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額調書

(別表1)

《都道府県・指定都市・中核市名》

区 分	事 業 名	総事業費	交付金その他の収入予定額	差引額 (AーB)	対象経費の支出見込額	算定基準による算定額	定額額	費用負担基準による徴収予定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
		A	B	C	D	E	F	G	H	I
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業 (母子家庭等就業・自立支援センター事業)									1/2
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	都道府県 指定都市 中核市分								1/2
		市町村分							※1	※2
	ひとり親家庭等生活向上事業	都道府県 指定都市 中核市分								1/2
		市町村分							※3	※4
	母子家庭自立支援給付金及び 父子家庭自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業								3/4
		高等職業訓練促進給付金等事業								3/4
	ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業									3/4
	母子・父子自立支援プログラム策定事業									10/10
	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業									1/2
	児童虐待対応支援モデル事業									1/2
合 計										

(記載上の注意)

- 1 本表は、都道府県が行う事業、都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の直接補助事業については以下2～7に基づき、記入すること。なお、市及び協議支援所を設置する町村が行う「総合就業・自立支援事業」(市町村の直接補助事業)、「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業」(市町村の直接補助事業)、「ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業」(市町村の直接補助事業)、「母子・父子自立支援プログラム策定事業」(市町村の直接補助事業)、「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業」(市町村の直接補助事業) ※1「児童虐待対応支援モデル事業」(市町村の直接補助事業)については、別添様式第2の別表1に記入すること。
- 2 F欄には、本通知に定める事業額を記入すること。
- 3 F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 4 G欄には、平成26年9月30日現在児童093006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭部総務課長通知の「ひとり親家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2の費用負担基準による徴収予定額の合計額を記入すること。
- 5 H欄には、各事業ごとにH1欄及びH2欄を差し引いた額を記入すること。
- 6 I欄には、I1欄の額に1/2(母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業、ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業については3/4、母子・父子自立支援プログラム策定事業については10/10)を乗じた額を記載すること。(事業ごとに算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てたものとする。
- 7 なお、ひとり親家庭等日常生活支援事業及びひとり親家庭等生活向上事業の市町村分の各欄の額は、別表2のQ及び2の「※1～※4」の金額を記入すること。

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額調書

(別表1)

《都道府県・指定都市・中核市名》

区 分	事 業 名	総事業費	交付金その他の収入予定額	差引額 (AーB)	対象経費の支出見込額	算定基準による算定額	定額額	費用負担基準による徴収予定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
		A	B	C	D	E	F	G	H	I
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業 (母子家庭等就業・自立支援センター事業)									1/2
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	都道府県 指定都市 中核市分								1/2
		市町村分							※1	※2
	ひとり親家庭等生活向上事業	都道府県 指定都市 中核市分								1/2
		市町村分							※3	※4
	母子家庭自立支援給付金及び 父子家庭自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業								3/4
		高等職業訓練促進給付金等事業								3/4
	ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業									3/4
	母子・父子自立支援プログラム策定事業									10/10
	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業									1/2
	児童虐待対応支援モデル事業									1/2
合 計										

(記載上の注意)

- 1 本表は、都道府県が行う事業、都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の直接補助事業については以下2～7に基づき、記入すること。なお、市及び協議支援所を設置する町村が行う「総合就業・自立支援事業」(市町村の直接補助事業)、「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業」(市町村の直接補助事業)、「ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業」(市町村の直接補助事業)、「母子・父子自立支援プログラム策定事業」(市町村の直接補助事業)、「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業」(市町村の直接補助事業) ※1「児童虐待対応支援モデル事業」(市町村の直接補助事業) 及び社会福祉協議会・児童福祉会に係る児童虐待対応支援事業 (市町村の直接補助事業)については、別添様式第2の別表1に記入すること。
- 2 F欄には、本通知に定める事業額を記入すること。
- 3 F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 4 G欄には、平成26年9月30日現在児童093006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭部総務課長通知の「ひとり親家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2の費用負担基準による徴収予定額の合計額を記入すること。
- 5 H欄には、各事業ごとにH1欄及びH2欄を差し引いた額を記入すること。
- 6 I欄には、I1欄の額に1/2(母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業、ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業については3/4、母子・父子自立支援プログラム策定事業については10/10、社会福祉協議会・児童福祉会に係る児童虐待対応支援事業については12/12)を乗じた額を記載すること。(事業ごとに算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てたものとする。)
- 7 なお、ひとり親家庭等日常生活支援事業及びひとり親家庭等生活向上事業の市町村分の各欄の額は、別表2のQ及び2の「※1～※4」の金額を記入すること。

現行

(別表2-①)

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

(I) ひとり親家庭等日常生活支援事業

(都道府県名)

市町村名	総事業費	交付金その他の収入と定額	売却額(A→B)	対象経費の支出見込額	特定品(車)に上る算定額	選定額	費用負担基準による徴収(予定額)	売却額(F→G)	(H×3/4)	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
合計											※1	※2

(記載上の注意)

1 本表には、ひとり親家庭等日常生活支援事業のうち、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)のみを記入し、都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業については、記入の必要がないこと。(直接補助事業については、別表1に記入のこと。)

2 G欄には、市町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。

3 B欄には、市町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。

4 F欄には、市町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。

5 G欄には、市町村ごとに平成26年9月30日現在児童60930第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「ひとり親家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別添2の費用負担基準による徴収予定額の合計額を記入すること。

6 H欄には、市町村ごとにF欄からG欄を差し引いた額を記入すること。

7 I欄には、I欄の市町村合計額に3/4を乗じた額を記入すること。

8 K欄には、I欄とJ欄とを比較して、いずれの少ない方の額を記入すること。

9 L欄には、K欄の額に0.3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入とする。)

改正後

(略)

(別表2-①)

現行

(別表2-②)

(2) ひとり親家庭等生活向上事業

(都道府県名)

市町村名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	赤字額(A-B)	対象経費の支出見込額	算定基準による算定額	差 込 額	(F×3-4)	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助調整額
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
合計									※3	※4

(記載上の注意)

1 本表には、ひとり親家庭等生活向上事業のうち、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)のみを記入し、都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業については、記入の必要がないこと。(直接補助事業については、別表1に記入のこと。)

2 C欄には、市町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。

3 E欄には、市町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。

4 F欄には、市町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。

5 G欄には、F欄の市町村合計額に3/4を乗じた額を記入すること。

6 H欄には、G欄とI欄とを比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。

7 J欄には、I欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

改正後

(略)

(別表2-②)

改正後		現行	
(別表3-①)		(別表3-①)	
母子家庭等対策総合支援事業内訳書		母子家庭等対策総合支援事業内訳書	
①母子家庭等就業・自立支援事業(母子家庭等就業・自立支援センター事業)		①母子家庭等就業・自立支援事業(母子家庭等就業・自立支援センター事業)	
○事業内容		○事業内容	
1 就業支援事業		1 就業支援事業	
2 就業支援講習会等事業		2 就業支援講習会等事業	
3 就業情報提供事業		3 就業情報提供事業	
4 在宅就業推進事業		4 在宅就業推進事業	
5 食育等支援事業		5 食育等支援事業	
6 面会交流支援事業		6 面会交流支援事業	
7 相談関係職員研修支援事業		7 相談関係職員研修支援事業	
8 広報啓発・広報、ニーズ把握活動等事業		8 広報啓発・広報、ニーズ把握活動等事業	
※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。		※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。	
○経費		○経費	
1 就業支援事業	経費区分	対象経費支出見込額	基準額
	1 就業支援事業	1 就業支援事業	1 センター当たり、事業の運営に要する経費
			1 センター当たり、事業の運営に要する経費
			1 センター当たり、事業の運営に要する経費
2 就業支援講習会等事業	経費区分	対象経費支出見込額	基準額
	2 就業支援講習会等事業	2 就業支援講習会等事業	次のア又はイに定める金額
			ア 1 センター当たり
			イ 1 センター当たり、事業の運営に要する経費
3 就業情報提供事業	経費区分	対象経費支出見込額	基準額
	3 就業情報提供事業	3 就業情報提供事業	次のア又はイに定める金額
			ア 1 センター当たり
			イ 1 センター当たり、事業の運営に要する経費
4 在宅就業推進事業	経費区分	対象経費支出見込額	基準額
	4 在宅就業推進事業	4 在宅就業推進事業	次のア又はイに定める金額
			ア 1 センター当たり
			イ 1 センター当たり、事業の運営に要する経費

5 養育費等支払事業		ア及びイの合計 ア 弁護士による養育費等に關する法律相談を行う場合 (1)1センター当たり 3,064,000円 (2)法律相談の件数が年間260件以上の場合に加算する額 728,000円
6 面会交流支援事業		イ ア以外の事業を行う場合 (ア) 週5日以下の実施の場合 3,697,000円 (イ) 週5日以下(1日を含む)の実施の場合 3,315,000円 (ウ) 週6日実施の場合 4,135,000円 (エ) 週7日実施の場合 4,578,000円
7 相談関係職員研修支援事業		1センター当たり ア 1名 イ 加算分 (ア)251件以上300件以下の場合 350,000円 (イ)301件以上350件以下の場合 700,000円 (ウ)351件以上400件以下の場合 1,050,000円 (エ)401件以上450件以下の場合 1,400,000円 (イ)451件以上500件以下の場合 1,750,000円 (ウ)501件以上の場合 2,100,000円
8 広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業		1センター当たり 2,737,000円 2,200,000円
合計額	日	合計額

(注)1 階費については、対象事業の区分(報酬、共済費、報償費、**旅費**、常川費、夜務費等)ごとに概算内訳を記載すること。
(注)2 基連額については、1～3及び5の各事業については、事業毎の金額に、事業の実施数に応じた次の率を乗じて得られた額とする。

・1事業又は2事業を実施している場合	0.9
・3事業を実施している場合	0.95
・4事業を実施している場合	1.0

5 養育費等支払事業		ア及びイの合計 ア 弁護士による養育費等に關する法律相談を行う場合 (1)1センター当たり 3,068,000円 (2)法律相談の件数が年間260件以上の場合に加算する額 728,000円
6 面会交流支援事業		イ ア以外の事業を行う場合 (ア) 週5日以下の実施の場合 3,610,000円 (イ) 週5日以下(1日を含む)の実施の場合 3,822,000円 (ウ) 週6日実施の場合 4,036,000円 (エ) 週7日実施の場合 4,455,000円
7 相談関係職員研修支援事業		1センター当たり ア 1名 イ 加算分 (イ)251件以上300件以下の場合 340,000円 (イ)301件以上350件以下の場合 680,000円 (ウ)351件以上400件以下の場合 1,020,000円 (エ)401件以上450件以下の場合 1,360,000円 (イ)451件以上500件以下の場合 1,700,000円 (ウ)501件以上の場合 2,040,000円
8 広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業		1センター当たり 1,497,000円 2,200,000円
合計額	月	合計額

(注)1 階費については、対象事業の区分(報酬、共済費、報償費、**旅費、**常川費、夜務費等)ごとに概算内訳を記載すること。
(注)2 基連額については、1～3及び5の各事業については、事業毎の金額に、事業の実施数に応じた次の率を乗じて得られた額とする。

・1事業又は2事業を実施している場合	0.9
・3事業を実施している場合	0.95
・4事業を実施している場合	1.0

改正後		現 行																																	
⑤ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ○事業内容		(別表3—⑤) ⑤ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ○事業内容																																	
<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">事業名 ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業</td> <td colspan="2">支給件数等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">受講者数</td> </tr> <tr> <td>(ひとり親) (児 童)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">修了時支給件数</td> </tr> <tr> <td>(ひとり親) (児 童)</td> <td>(ひとり親) (児 童)</td> <td>合格時支給件数</td> </tr> </table>		事業名 ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業	支給件数等		受講者数		(ひとり親) (児 童)		修了時支給件数		(ひとり親) (児 童)	(ひとり親) (児 童)	合格時支給件数	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">事業名 ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業</td> <td colspan="2">支給件数等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">受講者数</td> </tr> <tr> <td>(ひとり親) (児 童)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">修了時支給件数</td> </tr> <tr> <td>(ひとり親) (児 童)</td> <td>(ひとり親) (児 童)</td> <td>合格時支給件数</td> </tr> </table>		事業名 ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業	支給件数等		受講者数		(ひとり親) (児 童)		修了時支給件数		(ひとり親) (児 童)	(ひとり親) (児 童)	合格時支給件数								
事業名 ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業	支給件数等																																		
	受講者数																																		
	(ひとり親) (児 童)																																		
	修了時支給件数																																		
(ひとり親) (児 童)	(ひとり親) (児 童)	合格時支給件数																																	
事業名 ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業	支給件数等																																		
	受講者数																																		
	(ひとり親) (児 童)																																		
	修了時支給件数																																		
(ひとり親) (児 童)	(ひとり親) (児 童)	合格時支給件数																																	
※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。		※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。																																	
○経費		○経費																																	
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">対象経費支出見込額</th> <th colspan="2">基 準 額</th> </tr> <tr> <th>経費区分</th> <th>積算内訳</th> <th>経費区分</th> <th>積算内訳</th> </tr> <tr> <td>ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業</td> <td></td> <td>ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業</td> <td> - 受講修了時給付金 合計金額を記載すること。 ※ 内訳として、1件毎の受講費用及び受講費用の20%相当額を記載すること。記載欄が足りない場合は、任意の様式を別添として添付すること。 ※ 内訳として、1件毎の受講費用及び受講費用の40%相当額を記載すること。記載欄が足りない場合は、任意の様式を別添として添付すること。 </td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td>□</td> <td>合計額</td> <td>□</td> </tr> </table>		対象経費支出見込額		基 準 額		経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳	ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業		ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業	- 受講修了時給付金 合計金額を記載すること。 ※ 内訳として、1件毎の受講費用及び受講費用の20%相当額を記載すること。記載欄が足りない場合は、任意の様式を別添として添付すること。 ※ 内訳として、1件毎の受講費用及び受講費用の40%相当額を記載すること。記載欄が足りない場合は、任意の様式を別添として添付すること。	合計額	□	合計額	□	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">対象経費支出見込額</th> <th colspan="2">基 準 額</th> </tr> <tr> <th>経費区分</th> <th>積算内訳</th> <th>経費区分</th> <th>積算内訳</th> </tr> <tr> <td>ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業</td> <td></td> <td>ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業</td> <td> - 受講修了時給付金 合計金額を記載すること。 ※ 内訳として、1件毎の受講費用及び受講費用の20%相当額を記載すること。記載欄が足りない場合は、任意の様式を別添として添付すること。 ※ 内訳として、1件毎の受講費用及び受講費用の40%相当額を記載すること。記載欄が足りない場合は、任意の様式を別添として添付すること。 </td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td>□</td> <td>合計額</td> <td>□</td> </tr> </table>		対象経費支出見込額		基 準 額		経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳	ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業		ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業	- 受講修了時給付金 合計金額を記載すること。 ※ 内訳として、1件毎の受講費用及び受講費用の20%相当額を記載すること。記載欄が足りない場合は、任意の様式を別添として添付すること。 ※ 内訳として、1件毎の受講費用及び受講費用の40%相当額を記載すること。記載欄が足りない場合は、任意の様式を別添として添付すること。	合計額	□	合計額	□
対象経費支出見込額		基 準 額																																	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳																																
ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業		ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業	- 受講修了時給付金 合計金額を記載すること。 ※ 内訳として、1件毎の受講費用及び受講費用の20%相当額を記載すること。記載欄が足りない場合は、任意の様式を別添として添付すること。 ※ 内訳として、1件毎の受講費用及び受講費用の40%相当額を記載すること。記載欄が足りない場合は、任意の様式を別添として添付すること。																																
合計額	□	合計額	□																																
対象経費支出見込額		基 準 額																																	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳																																
ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業		ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業	- 受講修了時給付金 合計金額を記載すること。 ※ 内訳として、1件毎の受講費用及び受講費用の20%相当額を記載すること。記載欄が足りない場合は、任意の様式を別添として添付すること。 ※ 内訳として、1件毎の受講費用及び受講費用の40%相当額を記載すること。記載欄が足りない場合は、任意の様式を別添として添付すること。																																
合計額	□	合計額	□																																
(注) 対象経費支出見込額については、対象経費の区分(負担金、補助及び交付金、扶助費)ごとに積算内訳を記載すること。		(注) 対象経費支出見込額については、対象経費の区分(負担金、補助及び交付金、扶助費)ごとに積算内訳を記載すること。																																	

[illegible]

改正後	現 行																																														
(6) 離婚前後親支援モデル事業 ○事業内容 <table> <tr> <td></td><td></td></tr> </table> ○経費 <table> <tr> <td>対象経費支出見込額</td><td>見込額</td></tr> <tr> <td>和室内部</td><td>和室内部</td></tr> <tr> <td>1か所当たり</td><td>1,713,000円</td></tr> <tr> <td>合計額</td><td>合計額</td></tr> <tr> <td>円</td><td>円</td></tr> </table> (7) 対象経費支出見込額については、対象経費の区分(報酬、<u>委託料</u>、<u>旅費</u>、<u>通信費</u>、<u>印刷費</u>、<u>雑費</u>、<u>備品費</u>、<u>委託料</u>等)ごとに償費内部を記載すること。 (8) 社会福祉・子育て支援に係る経費(事務委託費)の償費 ○事業内容 <table> <tr> <td></td><td></td></tr> </table> ○経費 <table> <tr> <td>対象経費の支出見込額</td><td>見込額</td></tr> <tr> <td>総務部、会計年度任用職員給与支給されるものに限り</td><td>総務部、会計年度任用職員給与支給されるものに限り</td></tr> <tr> <td>旅費</td><td>旅費</td></tr> <tr> <td>雑費</td><td>雑費</td></tr> <tr> <td>印刷費</td><td>印刷費</td></tr> <tr> <td>委託料</td><td>委託料</td></tr> <tr> <td>備品費及び修繕費</td><td>備品費及び修繕費</td></tr> <tr> <td>備品購入費</td><td>備品購入費</td></tr> <tr> <td>会費金</td><td>会費金</td></tr> <tr> <td>合計額</td><td>合計額</td></tr> </table> (9) 経費発生額の内訳は、対象経費の区分(報酬、<u>委託料</u>、<u>旅費</u>、<u>通信費</u>、<u>印刷費</u>、<u>雑費</u>、<u>備品費</u>、<u>委託料</u>等)ごとに償費内部を記載すること。			対象経費支出見込額	見込額	和室内部	和室内部	1か所当たり	1,713,000円	合計額	合計額	円	円			対象経費の支出見込額	見込額	総務部、会計年度任用職員給与支給されるものに限り	総務部、会計年度任用職員給与支給されるものに限り	旅費	旅費	雑費	雑費	印刷費	印刷費	委託料	委託料	備品費及び修繕費	備品費及び修繕費	備品購入費	備品購入費	会費金	会費金	合計額	合計額	(6) 離婚前後親支援モデル事業 ○事業内容 <table> <tr> <td></td><td></td></tr> </table> ○経費 <table> <tr> <td>対象経費支出見込額</td><td>見込額</td></tr> <tr> <td>和室内部</td><td>和室内部</td></tr> <tr> <td>1か所当たり</td><td>1,683,000円</td></tr> <tr> <td>合計額</td><td>合計額</td></tr> <tr> <td>円</td><td>円</td></tr> </table> (7) 対象経費支出見込額については、対象経費の区分(報酬、<u>旅費</u>、<u>通信費</u>、<u>印刷費</u>、<u>雑費</u>、<u>備品費</u>、<u>委託料</u>等)ごとに和室内部を記載すること。 (8) 経費			対象経費支出見込額	見込額	和室内部	和室内部	1か所当たり	1,683,000円	合計額	合計額	円	円
対象経費支出見込額	見込額																																														
和室内部	和室内部																																														
1か所当たり	1,713,000円																																														
合計額	合計額																																														
円	円																																														
対象経費の支出見込額	見込額																																														
総務部、会計年度任用職員給与支給されるものに限り	総務部、会計年度任用職員給与支給されるものに限り																																														
旅費	旅費																																														
雑費	雑費																																														
印刷費	印刷費																																														
委託料	委託料																																														
備品費及び修繕費	備品費及び修繕費																																														
備品購入費	備品購入費																																														
会費金	会費金																																														
合計額	合計額																																														
対象経費支出見込額	見込額																																														
和室内部	和室内部																																														
1か所当たり	1,683,000円																																														
合計額	合計額																																														
円	円																																														

現行

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金精算書

(別表1)

(市町村名)													
区 分	事 業 名	総事業費	国庫補助金 の取組額	補助額 (A×B)	対象事業の 種別	認定基準に 係る認定額	減額額	認定額の 基本額	国庫補助 率	国庫補助率 の算出額	国庫補助率 の算出額	国庫補助率 の算出額	国庫 補助率 (C÷D)
母子家庭等対策 総合支援事業	母子家庭等対策・自立支援事業 (一般市等就学・自立支援事業)	A	B	A×B	B	B	B	B	1/2	B	B	B	B
	自立支援教育訓練給付金事業								3/4				
	母子家庭自立支援給付金及び父 子家庭自立支援給付金等事業								3/4				
	高等職業訓練促進給付金等事業								3/4				
	ひとり親家庭高等学校卒業後認定試験合格支援事業								3/4				
	母子・父子自立支援プログラム認定事業								10/10				
	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業								1/2				
	離婚前後親支援モデル事業								1/2				
合 計													

- (記載上の注意)
1. 本表は、市及び関係事務所を設置する町村及び「一般市等就学・自立支援事業」(市町村の直接補助事業)、「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業」(市町村の直接補助事業)、「ひとり親家庭高等学校卒業後認定試験合格支援事業」(市町村の直接補助事業)、「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業」(市町村の直接補助事業)、「母子・父子自立支援プログラム認定事業」(市町村の直接補助事業)、「離婚前後親支援モデル事業」(市町村の直接補助事業)について記載すること。
 2. B欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
 3. D欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄の値を比較して、最小の値を記入すること。
 4. G欄には、各事業ごとにF欄の値を記入すること。
 5. H欄には、G欄の値に1/2(母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業)、「ひとり親家庭高等学校卒業後認定試験合格支援事業」については3/4、母子・父子自立支援プログラム認定事業については10/10を乗じた値を記入すること。(事業ごとに算出された値に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てたものとする。)

改正後

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金精算書

(別表1)

(市町村名)													
区 分	事 業 名	総事業費	国庫補助金 の取組額	補助額 (A×B)	対象事業の 種別	認定基準に 係る認定額	減額額	認定額の 基本額	国庫補助 率	国庫補助率 の算出額	国庫補助率 の算出額	国庫補助率 の算出額	国庫 補助率 (C÷D)
母子家庭等対策 総合支援事業	母子家庭等対策・自立支援事業 (一般市等就学・自立支援事業)	A	B	A×B	B	B	B	B	1/2	B	B	B	B
	自立支援教育訓練給付金事業								3/4				
	母子家庭自立支援給付金及び父 子家庭自立支援給付金等事業								3/4				
	高等職業訓練促進給付金等事業								3/4				
	ひとり親家庭高等学校卒業後認定試験合格支援事業								3/4				
	母子・父子自立支援プログラム認定事業								10/10				
	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業								1/2				
	離婚前後親支援モデル事業								1/2				
合 計													

- (記載上の注意)
1. 本表は、市及び関係事務所を設置する町村及び「一般市等就学・自立支援事業」(市町村の直接補助事業)、「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業」(市町村の直接補助事業)、「ひとり親家庭高等学校卒業後認定試験合格支援事業」(市町村の直接補助事業)、「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業」(市町村の直接補助事業)、「母子・父子自立支援プログラム認定事業」(市町村の直接補助事業)、「離婚前後親支援モデル事業」(市町村の直接補助事業) 及び 社会福祉・経済活動支援事業(経済活動支援事業)について記載すること。
 2. B欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
 3. D欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄の値を比較して、最小の値を記入すること。
 4. G欄には、各事業ごとにF欄の値を記入すること。
 5. H欄には、G欄の値に1/2(母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業)、「ひとり親家庭高等学校卒業後認定試験合格支援事業」については3/4、母子・父子自立支援プログラム認定事業については10/10、社会福祉・経済活動支援事業(経済活動支援事業)については10/10を乗じた値を記入すること。(事業ごとに算出された値に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てたものとする。)

改正後		現行	
(別表2-①)		(別表2-①)	
母子家庭等対策総合支援事業内訳書		母子家庭等対策総合支援事業内訳書	
(1) 母子家庭等事業・11ヵ月支援事業（一般市等就業・11ヵ月支援事業）		(1) 母子家庭等事業・11ヵ月支援事業（一般市等就業・11ヵ月支援事業）	
事業内容		事業内容	
1 就業支援事業		1 就業支援事業	
2 就業支援講習会等事業		2 就業支援講習会等事業	
3 就業前相談事業		3 就業前相談事業	
4 在宅就業推進事業		4 在宅就業推進事業	
5 養育費等支援事業		5 養育費等支援事業	
保育費等利用途目的配置		保育費等利用途目的配置	
6 山合交遊支援事業		6 山合交遊支援事業	
7 相談関係員研修支援事業		7 相談関係員研修支援事業	
8 広報啓発・広報、ニーズ把握活動等事業		8 広報啓発・広報、ニーズ把握活動等事業	
※地域の実情に応じて選択した事業のみを記載し、未実施の事業については記載を要しないこと。 ※事業内容について、ハフレッグ中等の計額が分かる場合は、別添として添付すること。		※地域の実情に応じて選択した事業のみを記載し、未実施の事業については記載を要しないこと。 ※事業内容について、ハフレッグ中等の計額が分かる場合は、別添として添付すること。	
〇経費		〇経費	
対象経費等支出額		対象経費等支出額	
経費区分	経費内訳	経費区分	経費内訳
1 就業支援事業		1 就業支援事業	
2 就業支援講習会等事業		2 就業支援講習会等事業	
3 就業情報提供事業		3 就業情報提供事業	
4 在宅就業推進事業		4 在宅就業推進事業	
5 養育費等支援事業		5 養育費等支援事業	
6 山合交遊支援事業		6 山合交遊支援事業	
7 相談関係員研修支援事業		7 相談関係員研修支援事業	
8 広報啓発・広報、ニーズ把握活動等事業		8 広報啓発・広報、ニーズ把握活動等事業	
合計額	円	合計額	円
（注）経費については、対象事業の区分（報酬、旅費、講習費、保育費等）ごとに科目内訳を記載すること。		（注）経費については、対象事業の区分（報酬、旅費、講習費、保育費等）ごとに科目内訳を記載すること。	

改正後		現 行	
(別表2-②)		(別表2-②)	
(4)		(2) 母子家庭等による虐待防止及び父子家庭等による虐待防止事業 の事業費	
		事業内容	
		1. 自立支援教育訓練給付金事業	
		2. 高専進学訓練促進給付金等事業	
		対象事業費支出額	
給付内容		給付内容	
1. 自立支援教育訓練給付金事業		1. 自立支援教育訓練給付金事業	
2. 高専進学訓練促進給付金等事業		2. 高専進学訓練促進給付金等事業	
小計		小計	
合計		合計	
(注) 対象事業費支出額については、対象事業の区分(職種等、期間及び交付率、利用等)ごとに指し割り算出する。		(注) 対象事業費支出額については、対象事業の区分(職種等、期間及び交付率、利用等)ごとに指し割り算出する。	

改正後	現 行																																																
(6) 開始前後親と縁モデル事業 ○事業内容 <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">○経費</td></tr> <tr> <td>対象経費支出額</td><td>品価額</td></tr> <tr> <td>積算内訳</td><td>積算内訳</td></tr> <tr> <td>1か所当たり</td><td>1,713,000円</td></tr> <tr> <td>合計額</td><td>合計額</td></tr> </table> (注) 対象経費支出額の内訳については、対象経費の区分(報酬、旅費、市庁費、役務費、委託料等)ごとに積算内訳を記載すること。			○経費		対象経費支出額	品価額	積算内訳	積算内訳	1か所当たり	1,713,000円	合計額	合計額	(6) 開始前後親と縁モデル事業 ○事業内容 <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">○経費</td></tr> <tr> <td>対象経費支出額</td><td>品価額</td></tr> <tr> <td>積算内訳</td><td>積算内訳</td></tr> <tr> <td>1か所当たり</td><td>1,683,000円</td></tr> <tr> <td>合計額</td><td>合計額</td></tr> </table> (注) 対象経費支出額の内訳については、対象経費の区分(報酬、旅費、市庁費、役務費、委託料等)ごとに積算内訳を記載すること。			○経費		対象経費支出額	品価額	積算内訳	積算内訳	1か所当たり	1,683,000円	合計額	合計額																								
○経費																																																	
対象経費支出額	品価額																																																
積算内訳	積算内訳																																																
1か所当たり	1,713,000円																																																
合計額	合計額																																																
○経費																																																	
対象経費支出額	品価額																																																
積算内訳	積算内訳																																																
1か所当たり	1,683,000円																																																
合計額	合計額																																																
(7) 社会保険・障害年金等に係る任意給付金等給付事業 ○事業内容 <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">○経費</td></tr> <tr> <td>経費区分</td><td>対象経費支出額</td></tr> <tr> <td>給料(ただし、会社年俸内職員へ支給されるものに限る)</td><td>積算内訳</td></tr> <tr> <td>旅費</td><td></td></tr> <tr> <td>市庁費</td><td></td></tr> <tr> <td>役務費</td><td></td></tr> <tr> <td>委託料</td><td></td></tr> <tr> <td>使用料及び経理料</td><td></td></tr> <tr> <td>備品購入費</td><td></td></tr> <tr> <td>自給金</td><td></td></tr> <tr> <td>合計額</td><td>合計額</td></tr> </table> (注) 経費については、対象経費の区分(給付金、会社年俸内職員へ支給されるものに限る)旅費、市庁費、役務費等ごとに積算内訳を記載すること。			○経費		経費区分	対象経費支出額	給料(ただし、会社年俸内職員へ支給されるものに限る)	積算内訳	旅費		市庁費		役務費		委託料		使用料及び経理料		備品購入費		自給金		合計額	合計額	(7) 社会保険・障害年金等に係る任意給付金等給付事業 ○事業内容 <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">○経費</td></tr> <tr> <td>経費区分</td><td>対象経費支出額</td></tr> <tr> <td>給料(ただし、会社年俸内職員へ支給されるものに限る)</td><td>積算内訳</td></tr> <tr> <td>旅費</td><td></td></tr> <tr> <td>市庁費</td><td></td></tr> <tr> <td>役務費</td><td></td></tr> <tr> <td>委託料</td><td></td></tr> <tr> <td>使用料及び経理料</td><td></td></tr> <tr> <td>備品購入費</td><td></td></tr> <tr> <td>自給金</td><td></td></tr> <tr> <td>合計額</td><td>合計額</td></tr> </table> (注) 経費については、対象経費の区分(給付金、会社年俸内職員へ支給されるものに限る)旅費、市庁費、役務費等ごとに積算内訳を記載すること。			○経費		経費区分	対象経費支出額	給料(ただし、会社年俸内職員へ支給されるものに限る)	積算内訳	旅費		市庁費		役務費		委託料		使用料及び経理料		備品購入費		自給金		合計額	合計額
○経費																																																	
経費区分	対象経費支出額																																																
給料(ただし、会社年俸内職員へ支給されるものに限る)	積算内訳																																																
旅費																																																	
市庁費																																																	
役務費																																																	
委託料																																																	
使用料及び経理料																																																	
備品購入費																																																	
自給金																																																	
合計額	合計額																																																
○経費																																																	
経費区分	対象経費支出額																																																
給料(ただし、会社年俸内職員へ支給されるものに限る)	積算内訳																																																
旅費																																																	
市庁費																																																	
役務費																																																	
委託料																																																	
使用料及び経理料																																																	
備品購入費																																																	
自給金																																																	
合計額	合計額																																																

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金精算書

(別表1)

(都道府県・指定都市・中核市名)

[illegible]

(記載上の注意)

- [illegible]

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金精算書

(別表1)

(据道府县·市町村市·中核市名)

[illegible]

(記載上の注記)

- [illegible]

現行

(別表2―①)

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金実績調書

(1) ひとり親家庭等日常生活支援事業

(都道府県名)

市町村名	総事業費	寄付をその 他の収入源	差引額 (A―B)	対象経費の 実支出額	算定基準に よる算定額	差定額	費用負担基準 による差収額	差引額 (F―G)	(H×3/4)	都道府県補助額	国庫補助金本額	国庫補助所要額
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
合計											※1	※2

(記載上の注意)

1 本表には、ひとり親家庭等日常生活支援事業のうち、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)のみを記入し、都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業については、記入の必要がないこと。(直接補助事業については、別表1に記入のこと。)

2 C欄には、市町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。

3 E欄には、市町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。

4 F欄には、市町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。

5 G欄には、市町村ごとに平成26年9月30日現在毎世0930第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「ひとり親家庭等日常生活支援事業の川渾な運営について」の別紙2の費用負担基準による徴収額の合計額を記入すること。

6 H欄には、市町村ごとにF欄からG欄を差し引いた額を記入すること。

7 I欄には、I欄の市町村合計額に3/4を乗じた額を記入すること。

8 K欄には、I欄とJ欄とを比較して、いずれも少ない方の額を記入すること。

9 L欄には、K欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

改正後

(別表2―①)

(略)

- 339 -

現行

(別表2-②)

(2) ひとり親家庭等生活向上事業

(都道府県名)

市町村名	総事業費	寄附金等の 他の収入額	差引額 (A-B)	対象経費の 実支出額	算定基準に よる算定額	差定額	(F×3/4)	都道府県補 助額	国庫補助基 本額	国庫補助増 加額
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
合計									※3	※4

(記載上の注意)

1 本表には、ひとり親家庭等生活向上事業のうち、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)のみを記入し、都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業については、記入の必要がないこと。(直接補助事業については、別表1に記入のこと。)

2 C欄には、市町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。

3 E欄には、市町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。

4 F欄には、市町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。

5 G欄には、E欄の市町村合計額に3/4を乗じた額を記入すること。

6 I欄には、G欄とH欄とを比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。

7 J欄には、I欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てたものとする。)

改正後

(略)

-340-